

お知らせ

①1031904
「全国障害者スポーツ大会」派遣選手の募集



▼派遣期間 陸上競技・水泳 10月21～26日、アーチェリー・卓球（STT）・フライングディスク・ボウリング・ポッチャ 10月22～27日。
▼開催地 青森県。

▼対象 次のすべてに該当する人。

- ①市内在住で、令和8年4月1日現在で13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者
- ②日ごろからスポーツ活動に取り組み、大会にも積極的に参加するなど、スポーツを通じた社会参加と競技力の向上に意欲を有する人
- ③県選手団の一員として集団生活・行動が行える人
- ④全国大会派遣に伴う関連行事（合同練習会、結団式など）に参加できる人
- ⑤令和8年度

第22回栃木県障害者スポーツ大会の出場予定者。

▼申込期間 4月7～17日。

▼その他 障がい者福祉施設を利用して学んでいる人、特別支援学校などに在学している人、栃木県手をつなぐ育成会およびスペシャルオリピックス日本・栃木に加入している人は、直接 所属先へ。大会の概要や申込方法など、詳しくは、市 または 県障害者スポーツ協会 をご覧になるか、県障害者スポーツ協会

障がいのある人の外出における助成

問障がい福祉課 ☎ (632) 2361

1 重度障がい者自家用車燃料費助成

①1030857

▼内容 月額500円（年間最大6,000円）の燃料費助成券を交付。



▼対象 公共交通やタクシーに乗ることができない、重度障がいの手帳所持者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A1・2、精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者）。ただし、障がい者タクシー料金助成・知的障がい者交通費助成・精神障がい者交通費助成を受けている人は対象外。

▲市HP
「重度障がい者自家用車燃料費助成」

▼申請方法 障がい者手帳、車検証を持参し、直接、障がい福祉課（市役所1階）へ。

2 精神障がい者交通費助成

①1026580

▼内容 精神障がい者保健福祉手帳1級はタクシー券、2・3級は交通系ICカード「totra」への福祉ポイントの付与（最大1万2,000円分、バス・ライトライン・地域内交通乗車にのみ利用可）など。



▲市HP
「精神障がい者交通費助成」

▼対象 在宅の精神障がい者保健福祉手帳所持者。ただし、障がい者タクシー料金助成・知的障がい者等交通費助成・障がい者自家用車燃料費助成を受けている人は対象外。

▼申請方法 精神障がい者保健福祉手帳、「totra」を持参し、直接、障がい福祉課へ。

■申請開始 4月15日。

1ツ協会 ☎・FAX (624) 2761、障がい福祉課 (632) 2229 へ。



▲県障害者スポーツ協会HP

①1004223
日常生活用具の対象に発電機・蓄電池などが追加されます



▼内容 日常生活用具の対象に正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC-ACインバーターを給付取目に追加します。

▼対象 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を24時間常時使用し、在宅で療養している以下のいずれかに該当する人。①身体障がい者手帳（呼吸器機能障がい）3級以上または同程度の身体障がい者（児）②難病患者（小児慢性特定疾病患者）などであって、当該疾病に起因し療養中の人。

▼その他 申込方法など、詳しくは、障がい福祉課 ☎ (632) 2361 へ。

①1027758
電子書籍やアプリでも広報うつのみやが読めます



広報うつのみやは、市HPから電子書籍版を読むことができる他、無料アプリ「マチイロ」で、スマートフォンなどから読むことができます。

問 広報広聴課 ☎ (632) 2028

お知らせ

障がい者の「親なき後」に関する弁護士個別相談会



財産管理などに関する無料の相談会を実施します。

日時 4月22日(水)午前9時～正午。

会場 市役所14階B会議室。

対象 市内在住の障がいのある人の家族。

定員 先着4人。

申込開始 4月15日。

申込方法 障がい福祉課(市役所1階)に置いてある申込書(市Ⓔからも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8540市役所障がい福祉課☎(632)2364、FAX(636)0398、✉u1904@city.utsunomiya Tochigi.jp。

障がいの者
就労を応援する
資格取得支援補助金



障がいの者の一般就労を支援するため、資格取得に係る受験費用を補助します。

内容 一般就労に向けた資格取

国民年金保険料のお知らせ

問 保険年金課☎(632)2327

1 国民年金保険料の前納制度

問 1003791

令和8年度国民年金保険料は月額1万7,920円、令和9年度国民年金保険料は月額1万8,290円です。前もって納める(前納)と、支払い額が割り引きされます。

前納期間・支払い額・割引額

前納期間	支払い額	割引額
通常納付(1カ月分)	1万7,920円	0円
6カ月前納	10万6,650円	870円
1年前納	21万1,220円	3,820円
2年前納	41万8,510円	1万6,010円

※ 2年前納を希望する場合は、年金事務所に申し込み手続きが必要です。

▼その他 □座振替やクレジットカード払いの納付方法など、詳しくは、宇都宮西年金事務所☎(622)4281へ。

2 国民年金の学生納付特例制度

問 1003795

学生は、国民年金保険料を後から納めることができます。届け出をすると、年金を受けるための資格期間に算入され、後から納めれば受け取る年金額に反映されます。

なお、後から納められる期間は10年以内です(対象期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納は、経過期間に応じた加算額が生じます)。

▼対象となる期間 4月分～令和9年3月分。

▼対象 大学(大学院)・短大・専門学校などに在学する20歳以上の学生で、本人の前年所得が128万円以下の人。

▼申込方法 基礎年金番号通知書(交付されている人)、在学期間のわかる学生証の写し(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)または在学証明書(原本)、代理人による申請の場合は代理人の本人確認ができるもの(別世帯の代理人による申請は委任状も必要)を持参し、直接、保険年金課(市役所1階)または各Ⓔ・Ⓔ、年金事務所へ。

なお、日本年金機構から令和8年度用の申請はがきが届いた人は、必要事項を記入し、送付で、〒370-8533群馬県高崎市宮元町ビル日本年金機構高崎広域事務センターへ。窓口での申請は不要です。

▼その他 過年度分の申請の場合は、申請時点の2年1カ月前までさかのぼって申請可。

得に係る受験費用の2分の1。ただし、上限1万円。

▼対象 次の2つの要件を満たす

人①市内の就労系福祉サービス事業所に通所する障がい者②一般就労に向けた資格取得を希望する人。ただし、年度内1人1回まで。

▼申請方法 市電子申請共通システムに

必要事項を入力。



▲申し込みフォーム

問 障がい福祉課☎(632)2229

SNSで
市政情報を確認できます



市公式LINE「教えてミヤリ」

市の最新情報を受け取れる他、夜間や休日など24時間365日、いつでも、どこでも気軽に子育てや家庭ごみの分別などに

友だち登録はこちら



問 に関する問い合わせができるサービスなどを提供しています。

▼ID @utsunomiacity

問 広報広聴課☎(632)2028

市公式X(旧Twitter)



フォローすると、タイムライン上に、市Ⓔの最新情報や緊急時の避難情報などが自動で届きます。

ぜひフォローをお願いします。

アカウント

@city_utsunomiya

催し

1004234
サン・アビリティーズ
(屋板町)で
各種教室・催し



1 サン・アビお楽しみ企画第2弾
社交ダンス

▼日時 5月24日(日) 午前10時～正午。

2. パラ卓球教室

▼日時 5月31日(日) 午前10時～正午。

3. 卓球教室

▼日時 5月のみ第2・3水曜日。6～7月は第1・3水曜日。午後1時30分～3時30分。全6回。

4. 太極拳教室

▼日時 5～7月の水曜日(第1回目は5月13日)、午後1時30分～3時。全12回。

■対象 障がいのある人を優先。

■定員 先着1～320人 412人。

■申込開始 4月3日午前9時。

■申込方法 直接または電話・ファクス(☎を明記)で、サン・アビリティーズ☎・FAX(656)1458へ。

■障がい福祉課☎(632)2229

1023277



▲1～3

1015945



▲5

▲4県社会福祉協議会[HP]

視覚障がい者・聴覚障がい者の支援者として活動するための講座

障がい福祉課☎(632)2353

■対象

市内在住か通勤通学する、各講座修了後、奉仕員などとして登録し、市内で活動が可能な人。

講座名・内容	日時・会場	対象・定員・費用	申込期間・申込方法など
1. 手話奉仕員養成講座 日常生活を行うための基礎的な手話の技能を身に付ける	▼①5月12日～令和9年3月23日の火曜日、午前10時～正午 ②5月13日～令和9年3月24日の水曜日、午後1時30分～3時30分 ③5月14日～令和9年3月25日の木曜日、午後7時～9時。各全41回(その他、オンラインによる受講有り) ▼①②市総合福祉センター(中央1丁目) ③サン・アビリティーズ	▼手話通訳者を目指している、過去に同様の手話講座受講経験のない18歳以上の人 ▼各先着20人 ▼6,050円(テキスト代など)。その他、オンライン学習に必要な通信料を自己負担	▼①4月3日午前9時～24日午後5時に、直接または電話で、市障害者福祉会連合会☎(636)1219へ②4月3日午前9時～24日午後5時に、直接または電話で、市社会福祉協議会ボランティアセンター☎(636)1285へ③4月3～30日に、直接または電話・ファクス(☎を明記)で、サン・アビリティーズ☎・FAX(656)1458へ ▼他会場での重複受講不可
2. 点訳奉仕員養成講座 本などの印刷物を点字に訳する技能を身に付ける	▼5月12日～令和9年3月23日の火曜日、午前10時～正午。全40回 ▼市総合福祉センター	▼過去に同様の講座受講経験のない18歳以上の人 ▼各先着20人	▼4月3日午前9時～24日午後5時に、直接または電話で、市社会福祉協議会ボランティアセンター☎(636)1285へ
3. 音訳奉仕員養成講座 情報を音訳し、記録する技能を身に付ける	▼5月13日～令和9年3月10日の水曜日、午前10時～正午。全35回 ▼市総合福祉センター	▼2,410円 3,950円(テキスト代など)	
4. 要約筆記者養成講習会 話した内容を文字にして伝える技能を身に付ける①手書きコース②パソコンコース	▼5月9日～12月19日の土曜日、午後1時～5時。全30回程度 ▼とちぎ福祉プラザ(若草1丁目)	▼修了後に県要約筆記者認定試験を受験し、合格後、市・県の要約筆記者として登録・活動が可能で通訳者として聴覚に支障のない人 ▼各先着15人 ▼4,500円(テキスト代など)	▼4月15日(必着)までに、申込用紙(県社会福祉協議会☎からも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8508若草1丁目10-6とちぎ福祉プラザ内☎・FAX(627)6889、☐youyakukoushuu@tochigikenshakyo.jpへ
5. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座 視覚と聴覚に障がいのある人を支援する技能を身に付ける	▼5月30日～6月28日の土・日曜日、午前9時30分～午後4時30分。全7回 ▼とちぎ福祉プラザ、とちぎ男女共同参画センター「パーティ」(野沢町)、とちぎ健康の森・生きがいづくりセンター(駒生町)	▼修了後に県の盲ろう者向け通訳・介助員として登録・活動が可能 ▼抽選20人 ▼2,000円(テキスト代など)	▼5月8日(必着)までに、申込用紙(市☎からも取り出し可)に必要事項を書き、直接または送付・ファクス・Eメールで、〒320-8508若草1丁目10-6、栃木盲ろう者友の会「ひばり」事務局☎(621)0860、FAX(688)8733、☐hibari.web@gmail.comへ